

議案第6号

つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例

つくばみらい市部設置条例（平成18年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中カを削り、キをカとし、同条第2号ケをコとし、同号エからクまでを同号オからケまでとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 情報化政策に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

行政デジタル化を積極的に推進するとともに、国が推進するデジタル化に対して迅速に対応する専門部署として、総務課内に課内室を設置することから、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～オ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～オ (略)</p> <p>カ <u>情報化政策に関すること。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>